

平成22年度税制改正における 自動車関連諸税を巡る議論

内閣総理大臣から税制調査会への諮問(抄)

〔 府 企 第 2 4 1 号 〕
〔 平 成 2 1 年 1 0 月 8 日 〕

貴会に下記の事項を諮問します。

- (4) 間接諸税について、環境や健康等への影響を考慮した課税の考え方を踏まえ、エネルギー課税等については温暖化ガスの削減目標達成に資する観点から、環境負荷に応じた課税へ、酒税・たばこ税は健康に対する負荷を踏まえた課税へ、そのために必要な事項について検討すること。

平成22年度税制改正大綱(抜粋)①

第3章 各主要課題の改革の方向性

7. 個別間接税

(3) 暫定税率、地球温暖化対策のための税等

② 地球温暖化対策のための税

地球温暖化対策の観点から、1990年代以降、欧州各国を中心として、諸外国において、エネルギー課税や自動車関連税制などを含む、環境税制の見直し・強化が進んできています。

我が国における環境関連税制による税収の対GDP比は、欧州諸国に比べれば低いといえますが、今後、地球温暖化対策の取組を進める上で、地球温暖化対策のための税について、今回、当分の間として措置される税率の見直しを含め、平成23年度実施に向けて成案を得るべく更に検討を進めます。

平成22年度税制改正大綱(抜粋)②

第3章 各主要課題の改革の方向性

7. 個別間接税

(3) 暫定税率、地球温暖化対策のための税等

③ 車体課税

自動車関連諸税においてはかねてより簡素化、負担の軽減、グリーン化が強く求められてきました。

平成22 年度においては、自動車重量税について、現行の10年間の暫定税率を廃止した上で、地球温暖化対策の観点から、当分の間、次世代自動車（電気自動車、ハイブリッド自動車等）には本則税率を適用するとともに、次世代自動車と比べて、単位重量あたりのCO₂排出量が多いガソリン車等については、本則税率の2倍（自家用乗用車の場合）の税率を設定するなどの措置を講じることとします。

また、いわゆる「エコカー減税」（24年4月末まで）については、制度の仕組みを維持します。

以上の措置により、自動車重量税のグリーン化を行いながら、暫定税率による上乗せ分の国分の約2分の1に相当する規模の税負担の軽減を図ることとします。

自動車取得税については、現行の10年間の暫定税率を廃止した上で、地球温暖化対策の観点から、当分の間、現在の税率水準を維持することとします。また、いわゆる「エコカー減税」（24年3月末まで）については、制度の仕組みを維持します。

平成22年度税制改正大綱(抜粋)③

第3章 各主要課題の改革の方向性

7. 個別間接税

(3) 暫定税率、地球温暖化対策のための税等

④ 地方環境税の検討

喫緊の課題である地球温暖化対策を推進するためには、地域において主体的な取組を進め、地球環境に貢献することが求められています。

CO₂の排出を抑制するためには、地方税においても、すでに軽油等に課税していることを踏まえ、燃料や自動車に対して、環境への負荷に応じた措置を行うことが必要です。

また、地方公共団体は、地球温暖化対策について様々な分野で多くの事業を実施しています。このような地方の役割を踏まえ、地球温暖化対策のための税を検討する場合には、地方の財源を確保する仕組みが不可欠です。

平成22年度税制改正大綱(抜粋)④

第4章 平成22年度税制改正

11. 検討事項

〔国税・地方税共通〕

(2) 地球温暖化対策のための税については、今回、当分の間として措置される税率の見直しも含め、平成23年度実施に向けた成案を得るべく、更に検討を進めます。

車体課税については、エコカー減税の期限到来時まで、地球温暖化対策の観点や国及び地方の財政の状況も踏まえつつ、今回、当分の間として適用される税率の取扱いを含め、簡素化、グリーン化、負担の軽減等を行う方向で抜本的な見直しを検討します。

これらを法律において規定することとします。

所得税法等の一部を改正する法律案附則（抄）

（地球温暖化対策のための税についての検討）

第百四十八条 政府は、地球温暖化対策のための税について、新租税特別措置法第八十八条の八第一項及び地方税法等改正法第一条による改正後の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十二条の二の八の規定により当分の間規定する税率の取扱いを含め、平成二十三年度の実施に向けた成案を得るよう、検討を行うものとする。

（車体課税についての検討）

第百四十九条 政府は、車体課税（自動車重量税、自動車取得税、自動車税及び軽自動車税の課税をいう。以下この条において同じ。）について、新租税特別措置法第九十条の十二並びに地方税法等改正法第一条による改正後の地方税法附則第十二条の二の二第二項並びに附則第十二条の二の三第二項及び第三項に規定する自動車重量税及び自動車取得税の特例の適用期限が到来するまでに、地球温暖化対策の観点並びに国及び地方の財政の状況を踏まえつつ、新租税特別措置法第九十条の十一第一項及び第九十条の十一の二第一項並びに地方税法等改正法第一条による改正後の地方税法附則第十二条の二の三第一項の規定により当分の間規定する税率の取扱いを含め、簡素化、グリーン化（環境への負荷の低減に資するための見直しをいう。）、負担の軽減その他車体課税を取り巻く状況の変化に適確に対応するための措置について検討し、その結果に応じて、所要の見直しを行うものとする。

4 地域主権

29. 目的を失った自動車関連諸税の暫定税率は廃止する

【政策目的】

○課税の根拠を失った暫定税率を廃止して、税制に対する国民の信頼を回復する。

○2.5兆円の減税を実施し、国民生活を守る。特に、移動を車に依存することの多い地方の国民負担を軽減する。

【具体策】

○ガソリン税、軽油引取税、自動車重量税、自動車取得税の暫定税率は廃止して、2.5兆円の減税を実施する。

○将来的には、ガソリン税、軽油引取税は「地球温暖化対策税（仮称）」として一本化、自動車重量税は自動車税と一本化、自動車取得税は消費税との二重課税回避の観点から廃止する。

税制

○ 自動車関連諸税の整理、道路特定財源の一般財源化、地球温暖化対策税

暫定税率は地方分を含めてすべて廃止します。国直轄事業に対する地方自治体の負担金制度を廃止して、暫定税率廃止後においても、地方における道路整備事業は従来水準を維持できるようにします。

環境自動車税(地方税)の創設

民主党Manifesto

- 「将来的には、(略) **自動車重量税は自動車税と一本化**」
- 「CO2等排出量について、**2020年までに25%減**(1990年比)」

欧州の動向

- 既に**17カ国において**、自動車税又は自動車登録税の課税標準等に**CO2を導入**

《代表的な導入国》

イギリス、フランス、ドイツ、スウェーデン、デンマーク 等

※ヨーロッパ自動車工業会資料による

検討の方向性

自動車の保有課税を抜本的に改組し、平成23年度を目途にCO2排出量と税額が連動する仕組みを導入

現 在

自動車税(地方税)

(1.6兆円(21年度地財ベース))

排気量(cc)に応じた課税

自動車重量税(国税)

(本則分0.4兆円、暫定上乗せ分0.5兆円(21年度予算ベース))

車両重量に応じた課税

一本化

環境自動車税(地方税)のイメージ

環境損傷負担金的性格
(CO2排出量を勘案した税率)

財産税的性格
(財産的価値を勘案した税率)

注) 課税標準、税率、徴収方法など制度の詳細は今後有識者を交え検討。

地方環境税の検討に向けた基本的考え方

- 喫緊の課題である地球温暖化対策を進めるために、地域において主体的な取組を進め地球環境に貢献することが必要。
 - 地方税において、自動車や燃料に対して、環境への負荷に応じた課税を行い、CO₂の排出の抑制に寄与。
 - 税収を活用して京都議定書目標達成計画に定められた地方公共団体の具体的取組を一層充実。



「地方環境税の論点」へ

地方環境税の論点

燃料課税

【地球温暖化対策税と地方の関わり】

- 地球温暖化対策の観点から、仮に主として運輸部門で使用されるガソリンに国税として課税するのであれば、同様に軽油に対しても、地方税として課税するべきではないか。
- その場合、ガソリンと軽油に係る税率をどのように設定するか。
(現行の税負担 ガソリン 55.84円/ℓ : 軽油 34.14円/ℓ)
- 地球温暖化対策税(国税)のうち、石油石炭税と併せて徴収される部分については、地方が地球温暖化対策に主要な役割を担っていることを踏まえ、その税収を譲与税などにより地方に配分する仕組みが必要ではないか。
(地方公共団体の地球温暖化対策に係る平成20年度予算額は、都道府県・市町村合計で約1.5兆円)
- 地球温暖化対策税(国税)の創設に伴い失われる地方揮発油譲与税の暫定税率分などの地方税源については、国の責任において確実に補てんすることが必要。

車体課税

【環境自動車税の創設】

- 平成23年度からの導入を目途に、自動車税と自動車重量税を基礎としてCO₂排出削減に資する環境自動車税(地方税)を創設してはどうか。

国・地方の自動車関係諸税の内訳

(単位：億円)

税 目		税 率	22年度	本則分相当	上乗せ分相当
国	揮発油税	(当分の間の税率) 48.6円/ℓ (本則税率) 24.3円/ℓ	25,760	12,880	12,880
	石油ガス税	(本則税率) 17.5円/kg	120	120	—
	自動車重量税	<自家用乗用> (当分の間の税率) 5,000円/0.5t年 (本則税率) 2,500円/0.5t年	4,470	2,744	1,726
	計		30,350	15,744	14,606
地方	地方揮発油譲与税	<地方揮発油税> (当分の間の税率) 5.2円/ℓ (本則税率) 4.4円/ℓ	2,777	2,350	427
	石油ガス譲与税	<石油ガス税> (本則税率) 17.5円/kg	123	123	—
	自動車重量譲与税	<自動車重量税・自家用乗用> (当分の間の税率) 5,000円/0.5t年 (本則税率) 2,500円/0.5t年	3,090	1,379	1,711
	自動車取得税	(当分の間の税率) 自家用は取得価額の5% (本則税率) 取得価額の3%	2,286	1,557	729
	軽油引取税	(当分の間の税率) 32.1円/ℓ (本則税率) 15.0円/ℓ	8,432	3,940	4,492
	自動車税	(例) 乗用車 (2,000ccクラス) (自家用) 39,500円	16,272	16,272	—
	軽自動車税	(例) 軽乗用車 (自家用) 7,200円	1,792	1,792	—
	計		34,772	27,413	7,359
合 計			65,122	43,157	21,965

(注1) 自動車重量税については、22年度改正で、グリーン化を行いながら、上乗せ分の国分の約2分の1に相当する規模の税負担を軽減。この改正経緯を明らかにするため、自動車重量税及び自動車重量譲与税の「本則分相当」欄には、国・地方の本則税率分税収のそれぞれ3分の2相当額及び3分の1相当額を記載。それぞれの「上乗せ分相当」欄には、自動車重量税収及び自動車重量譲与税収からそれぞれの「本則分相当」を控除した残りを記載。なお、22年度改正で自動車重量譲与税法附則において当分の間として措置される譲与割合(1,000分の407)に基づく改正後の「本則分相当」は国2,441億円、地方1,618億円、「上乗せ分相当」は国2,029億円、地方1,472億円となる。

(注2) 計数は、整理の結果、異動を生ずることがある。

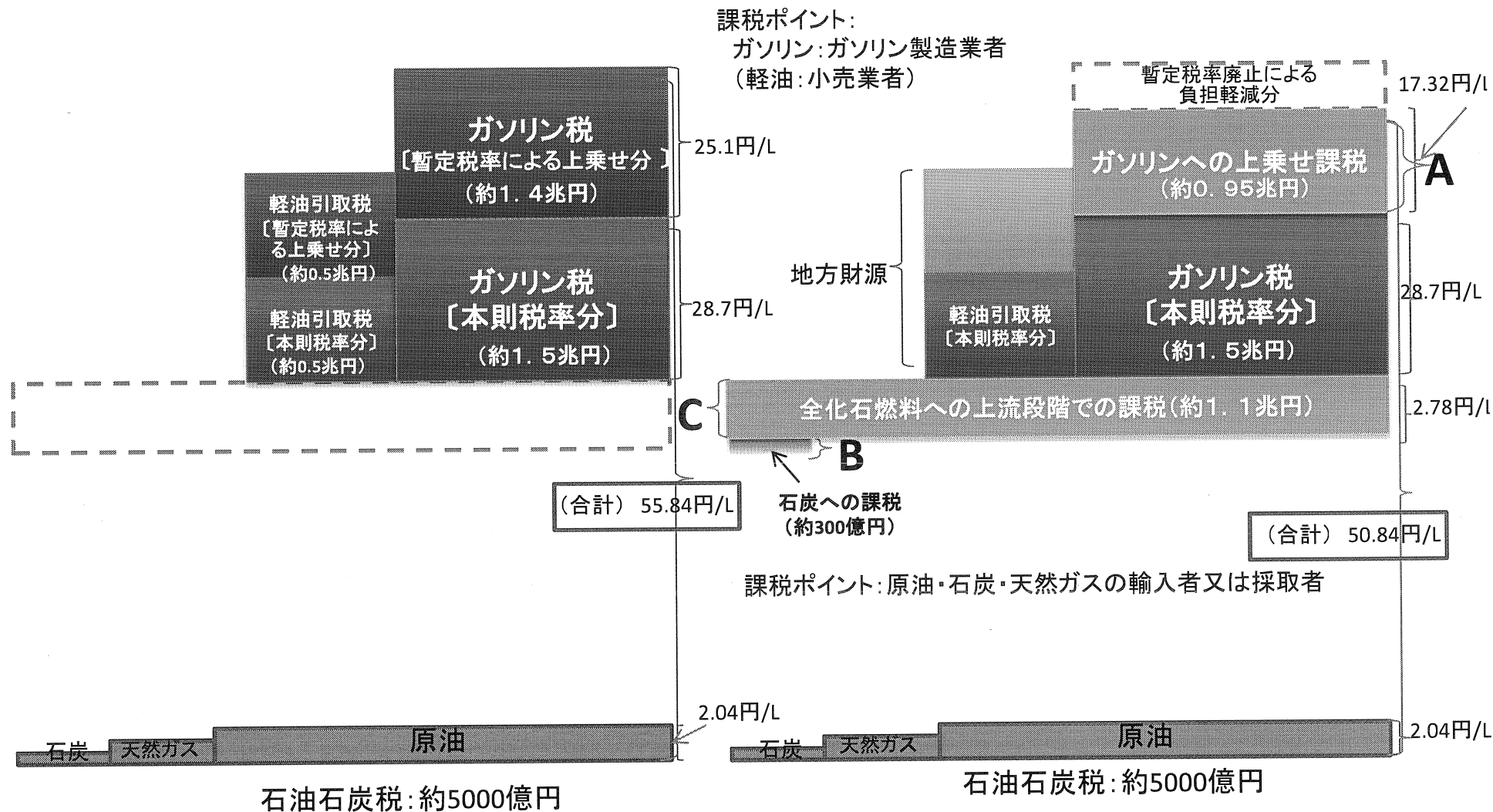
参 考 資 料

地球温暖化対策税の全体像

※ 【〇円/L】は、ガソリンの税率

〔 現行制度 〕

〔 導入後 〕



地方環境税(仮称)について

1. 地方の自主財源の確保

- 地方が自由に使えるお金を増やし、自治体が地域のニーズに適切に応えられるようにする(三党連立政権合意)
- 地域主権を確立し、地方の自主財源を大幅に増やす(民主党マニフェスト)

2. 地球温暖化対策の推進と整合性のとれた地方税制の構築

- 2020年度までに、温室効果ガス△25%を国際公約
- エネルギー課税は、環境負荷に応じた課税となるよう検討(税制調査会への諮問)

これらの課題への対応策として、地方環境税(仮称)の創設を提案

【地方環境税のスケルトン】ガソリンや軽油といった化石燃料に対し、炭素含有量に応じて課税

3. 温室効果ガス削減のインセンティブ

- 温室効果ガス削減のインセンティブとするためには、環境負荷が発生する消費段階での課税が効果的 (⇒地方での課税)

地方公共団体の地球温暖化対策について(未定稿)

○ 京都議定書目標達成計画(平成20年3月28日全部改定・閣議決定)においては、地方公共団体は、地域の自然的社会的条件に応じた先駆的で創意工夫を凝らした対策へ取り組むことが求められている。

○ 地方公共団体合計で1兆5,058億円(都道府県:7,852億円、市町村:7,207億円)。

(億円)

地球温暖化対策	取 組 例	都道府県	市町村
エネルギー起源のCO ₂ に関する対策・施策	・市バス等のサービス・利便性向上を通じた公共交通機関の利用促進 ・都市公園、街路等の緑化や官公庁の屋上等の緑化 ・地中熱を利用した融雪施設の設置 ・共同溝の整備	3,645	4,722
非エネルギー起源のCO ₂ に関する対策・施策	・生ごみ処理機購入費用の助成 ・家庭用廃食油の資源化の促進	18	796
メタン、一酸化二窒素に関する対策・施策	・焼却灰処理「エコセメント」化の推進(焼却灰の有効利用) ・環境にやさしい農業者(エコファーマー)の認定	276	335
代替フロン等に関する対策・施策	・代替製品の調達	1	8
温室効果ガス吸収源対策・施策	・都市林の保全や都市公園施設の整備 ・森林病虫害(松くい虫)の防除	3,409	1,121
横断的施策	・温暖化対策地域推進計画の策定	1	1
その他の温暖化対策	・地球温暖化対策アドバイザーの派遣 ・エコサインガイドラインの策定	502	224
合 計		7,852	7,207

※ 都道府県及び市町村の「地球温暖化対策」に係る平成20年度予算額を調査。

…調査に当たっては、京都議定書目標達成計画(平成20年3月28日全部改定・閣議決定)別表に記載された「地方公共団体が実施することが期待される施策例」等を示した上で実施。